

# 麻布演劇市実行委員会規約

平成 23 年 9 月 15 日

## 第 1 条 本会の名称及び所在地

- 1、本会は、「麻布演劇市実行委員会」（以下、実行委員会という）と称する。
- 2、本会は、事務局を麻布区民センター内に置く。

## 第 2 条 麻布演劇市実行委員会の目的及び事業

1、本会の活動は、港区内で活動する非営利の演劇団体と麻布区民センター（以下センターという）の共催事業である。

本会の活動は、センターを拠点とする。本会は、演劇を通じて文化の創造、及び港区在住者、在勤者、在学者との文化コミュニティの育成を図る事を目的とする。

2、本会は、前項の目的のために、以下の事業を行う。

- ①センターと共催で、年間を通じて演劇を上演する。
- ②演劇に関する文化事業を企画実行し、センターの行う文化関連事業に、可能な限り協力する。また、センター利用者との文化的コミュニティの醸成を図る。
- ③実行委員会参加団体相互の交流を図るとともに、舞台創造の質的向上を目指す。
- ④実行委員会とセンターは、前項に挙げた目的を達成するために、誠意誠実を持って相互に協力し、事業の運営にあたる。

## [top](#) へ戻る 第 3 条 麻布演劇市

- 1、第 2 条 2 項①に規定する事業は、「麻布演劇市」（以下「演劇市」という）と称する。

2、「演劇市」は、実行委員会構成団体が上演する。

3、演目、上演内容は、上演担当団体の自主的な決定によるが、麻布区民センターホールは、公共施設である事を考慮する。

4、上演団体は、港区在住者、在勤者、在学者に対して、公演期間中に無料公開公演を1回以上行う。

5「演劇市」の運営詳細は、実行委員会が決定する。また、実際の上演作業にかかわる申し合わせ事項は、別途「麻布演劇市運営要領」で規定する。

#### 第4条 実行委員会構成団体の資格、及び資格の得失

1、実行委員会は、センターに団体登録された非営利の演劇団体によって構成される。

2、参加を希望する団体は、団体登録終了後（既登録団体は、実行委員会による確認後）実行委員会に申し出、実行委員会の承認により資格を取得する。

3、資格は、当該団体が、実行委員会に退会を申し出ると喪失する。なお、1年以上実行委員会への出席がない場合、連絡がない場合は、実行委員会が確認の上、退会と見なすことができる。また、以下に規定する事項に抵触した場合は、実行委員会の決定により、資格を喪失する。

①実行委員会の決定に従わなかったとき。

②「麻布演劇市」の名誉及び品位を汚したとき。

③実行委員会で決定した取り組みや活動への参加を、誠実に履行しないとき。

④その他、実行委員会が必要と認めたとき。

4、実行委員会は、実行委員長ほか役員、実行委員から、第4条3項①～④の抵触について提起があった場合は、これを実行委員会の議題としなければならない。

①参加団体の資格を喪失決議（除名決議）は、実行委員会構成員の3分の2以上の賛成による。

②実行委員会は、当該団体に対して、除名に先立って自主退会を勧告できる。

## 第5条 実行委員会

### 1、実行委員会の構成

実行委員会は、参加団体からの実行委員各1名とセンター担当職員1名で構成される。

### 2、実行委員会の任務

①第2条で規定する目的及び事業の遂行のために活動する。

②実行委員会構成団体の得失について決定する。

### 3、実行委員会の選出と任期

各集団の実行委員は、各々の集団の自主性により選出される。実行委員の任期は、1事業年度とする。また、年度の

途中で実行員を交代する場合は、当該集団は速やかに補充することとする。

### 4、実行委員会の会議

①実行委員会は、原則として毎月1回開催する。

②実行委員会は、実行委員の過半数の出席をもって成立とする。(センター職員は除く)

③実行委員会は、原則として年1回、年度の区切りに総会を開催する。

④総会は、実行委員の3分の2の出席をもって成立する。(センター職員は除く)

⑤総会は、次の事項を決定する。

イ、1事業年度の活動報告と総括

ロ、次年度の活動方針

ハ、実行委員会会計の報告及び承認

ニ、規約、運営要領の制定及び改定(構成団体の3分の2の賛成をもって決定する)

5、総会は、実行委員会が召集する。

6、実行委員長は、過半数を超える構成団体から求めがあった場合、実行委員会及び総会を招集しなければならない。

[top](#) へ戻る 第6条 実行委員会の役員

1、実行委員会は、以下の役員を置く。

- ①実行委員長 1名
- ②副実行委員長 1名
- ③事務局長 1名
- ④事務局次長 ★名

2、役員（以下「四役」という）の選出は、実行委員の互選による。

3、四役の任期。

- ①四役の任期は、実行委員の任期に準ずる。但し、再任は妨げない。
- ②四役に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。

4、四役の任期と事務局の設置。

- ①実行委員長は、実行委員会を代表し、実行委員会、総会を招集し、それぞれの会議を司る。
- ②副実行委員長は、実行委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- ③事務局長は、実行委員会の円滑な運営のために、記録や資料作成などの日常業務を統括する。
- ④第1条2項に規定する「事務局」は、四役とセンター職員で構成する。
- ⑤事務局は、定期的に事務局会議を持ち、実行委員会の円滑な運営にあたる。

5、顧問。

- ①事務局は、事務局会議や実行委員会運営に助言を得るために、相談役（以下「顧問」という）を置くことができる。
- ②顧問は、四役が実行委員会に推薦し、実行委員会の承認を得る。
- ③顧問の任期は、四役に準ずる。
- ④顧問は、実行委員会の構成団体の構成員もしくは、過去に実行委員会の構成団体だった構成員とする。
- ⑤顧問は、事務局会議での決定権はない。

## 第7条 雑則

1、会費

実行委員会の会費は、その都度、必要に応じて、実行委員会が決定し、徴収する。

## 第8条 施行

1、本規約は、平成23年 月 日から施行する。

### 2、規約改定

平成 3年 3月27日

平成 5年 1月27日

平成 8年 4月26日

平成 8年 11月27日

平成17年 4月 1日